

会 議 録

1 会議名

令和3年度第9回大島区地域協議会

2 議題（公開）

1 報 告

(1) 地域協議会会長会議について

2 協 議

(1) 地域活動支援事業について

(2) 上越市地域活動支援事業（大島区）採択事業成果発表会について

3 その他

(1) 第10回地域協議会の開催日について

3 開催日時

令和4年1月26日（水）午後6時30分から7時25分まで

4 開催場所

大島生活改善センター 1階 大集会室

5 傍聴人の数

13人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：飯田多津子、飯田敏郎、内山信、内山元栄、武江一義、武田昌午、中村朝彦、丸田新一、丸田松男、山岸久雄、吉野健治
- ・ 大島区総合事務所：小林所長、岩野次長、小林市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ 高橋班長、佐藤主任

8 発言の内容

【丸田会長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 挨拶
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上

の出席を確認、会議の成立を報告。

- ・本日の会議録の確認は、委員番号6番の武江一義委員にお願いします。

【武江一義委員】

- ・了承

【丸田会長】

- ・報告事項（1）地域協議会会長会議について、私から報告させていただく。
- ・資料No.1-1をご覧いただきたい。地域協議会会長会議について、中川市長から新年の挨拶に続いて、3つの説明があった。1つ目は市長が目指す「地方分権」について、2つ目は地域協議会へ期待することについて、3つ目は地域活動支援事業についてであった。
- ・特に地域活動支援事業についての質問が多かった。各地域協議会会長からは、賛成の意見もある一方で、多くの会長から、まず先に各地域協議会で審議してから話を進めてほしい、今回はあまりにも早急であり、話が一方的ではないかという意見があった。
- ・私は地域活動支援事業の審査を地域協議会が行うことについては、地域の課題が分かり、活動状況を知る良い機会になると思っている。
- ・次に各地域協議会における今後の取組の検討結果であるが、最初の質問事項で私の聞き違いで違う内容を返答し、大変失礼した。各区ともいろいろな対応をしている。良い取組は見習いたい。
- ・地域協議会会長会議について、質疑を求める。

【小林所長】

- ・今、丸田会長から地域協議会会長会議の概要について説明があった。私もその場におり、各地域協議会会長の意見や市長の回答を聞いていた。
- ・これから補足説明させていただくが、会議の時に、各地域協議会会長から地域活動支援事業について意見があった。市長からは、今の段階では、地域活動支援事業を令和4年度をもって廃止する方向であるという話があった。審査体制については、現在、各地域協議会で協議しているところである。
- ・今後も一つ一つ整理させていただきながら、皆さんと丁寧に話をさせていただきながらまとめていきたい。
- ・また、会長からの報告のとおり、出張地域協議会については、大島区に対して、質

間があり、他の地域協議会も非常に興味を示している。この後、出張地域協議会の終了後に意見交換会を予定しており、地域住民と地域協議会委員がお互いの立場で話をする貴重な機会であり、地域課題を見つける一つのきっかけになると思う。

【丸田会長】

- ・他に質疑を求めるもなし。
- ・次に協議事項（1）地域活動支援事業について、事務局の説明を求める。

【岩野次長】

- ・資料No.2に沿って説明。
- ・今回、協議として議題としたのは、審査主体についてであり、今までどおり地域協議会で審査するのか、それとも市が基本としている方法、つまり、市が審査するのか地域協議会で協議して決めていただきたい。

【丸田会長】

- ・事務局の説明に対し、質疑を求める。

【中村委員】

- ・地域活動支援事業については、地域協議会で審議するのが当然であるので、地域協議会で審議するべきであると思う。

【山岸委員】

- ・私もそう思う。

【丸田（松）委員】

- ・私もそう思う。

【丸田会長】

- ・最後に意見を取りまとめることとしたい。他に意見はないか。

【吉野委員】

- ・総合事務所側が中心となって審査するのか、地域協議会が中心となって審査するのか二者択一しかないのか。例えば、一緒に審査するという方法はないのか。
- ・私は、この事業は令和5年度から地域協議会の手から離れる可能性が高いと思う。それを絶対に地域協議会がやるということを言い続けられれば別によいが、そのような流れの中で、市と地域協議会の両者が一緒に審査し、その中から、今後、審査する上での課題を見つけていければよいと思う。

【丸田会長】

- ・吉野委員の意見について、地域協議会で審査することに対しては、私は賛成であり、吉野委員も地域協議会が審査に加わることは賛成であるということである。ただ、令和4年度は市が審査をすることを基本としている中で、市と地域協議会で一緒に審査した方が良いという意見は一理あるとは思う。事務局から何かあるか。

【岩野次長】

- ・二者択一という訳ではなく、吉野委員の発言のとおり、市と地域協議会と一緒に審査するという選択もある。ただ、一緒に審査する場合のやり方については、地域協議会と今後、検討していくことになる。

【丸田会長】

- ・他に意見はないか。

【中村委員】

- ・地域活動支援事業は令和4年度までしかない。市は令和5年度以降はやらないと言っているわけなので、令和5年度のことを考えても仕方がない。
- ・令和4年度に関して、これから新たにやり方を考えるとなると手間がかかる。今まで大島区では全体の審議に支障があるほど毎回審査していたわけではなく、順調に一回で審査していたので、昨年と同じように審査をすれば、一番円滑に進むと思う。

【丸田会長】

- ・確かに資料No.2によると募集は1回という記載がある。2次募集をしている区には厳しいかもしれないが、大島区は1回で採択事業が決まっているので、募集は1回でも昨年どおりやれば良いかと思う。

【岩野次長】

- ・先ほど、市と地域協議会と一緒に審査するという選択もあるという説明をしたが、市と地域協議会のどちらが主体となって審査をするのかについては、決めていただきたい。

【丸田会長】

- ・他に意見はないか。

【飯田（敏）委員】

- ・私も今までどおりのやり方で全然問題ないので、令和4年度も今までどおりやっていければと思う。

【丸田会長】

- ・それでは、採決を行う。令和4年度の地域活動支援事業の審査について、地域協議会が行うことにしてよいか。

(賛成多数)

- ・それでは、令和4年度の地域活動支援事業の審査について、地域協議会が行うことにする。
- ・次に、(2) 上越市地域活動支援事業(大島区)採択事業成果発表会について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・今ほど、令和4年度の地域活動支援事業の審査主体は地域協議会とすることに決めていただいた。地域活動支援事業の審査及び採択に係る詳細については、来月の地域協議会で協議案件として、提案させていただく予定である。
- ・上越市地域活動支援事業(大島区)採択事業成果発表会について、資料No.3-1、No.3-2、参考資料に沿って説明。

【丸田会長】

- ・事務局の説明に対し、質疑を求める。

【吉野委員】

- ・団体の発表時間が5分となっているが、5分で発表できるのか。昨年の実績からすると時間が長く掛かっていた団体もあり、5分で発表を終わった団体はなかったと認識している。余り時間を掛けても良いものではないが、余りにも発表時間が短くて活動の概要が十分に理解できないというのも、ただ発表会をやるだけという感じもするので、もう少し発表時間を延ばすことができないか検討してほしい。

【岩野次長】

- ・確かに5分という時間は短いかもしれない。5分にまとめるということは大変だと思う。現在、2月13日(日)まで新潟県全域にまん延防止等重点措置が適用されており、2月13日(日)で終わるのか、延長されるのか、そして新型コロナウイルスの感染拡大が収息するのか分からない中では、開催時間は余り長くはない方がいいのではないかと。発表会全体の時間は、午後6時30分から午後8時30分までの長くても2時間程度と考えているが、タイムスケジュールは案で示しているので、皆さんで協議していただきたい。

- ・例えば、1団体の発表の時間を5分から6～8分位にして、意見交換の時間を短くすることも考えられる。

【丸田会長】

- ・発表時間を1分でも長くして、その分、意見交換の時間を短くすることで調整できるのではないかと思うがそれでどうか。

(「はい」の声)

- ・それでは、意見交換の時間を少し短くする。
- ・他に意見はないか。

【飯田（敏）委員】

- ・今ほどの件であるが、どの発表団体も発表時間内に収めるように伝えていただきたい。

【岩野次長】

- ・飯田委員の意見について、発表時間は正副会長と協議させていただくが、時間を守るように発表団体に伝える。
- ・また、当日の司会進行をする委員を皆さんで決めていただきたい。

【丸田会長】

- ・当日の司会を誰にするのか、どなたか推薦いただきたい。
- ・去年は飯田（多）委員から務めてもらった。

【武江委員】

- ・もう一度飯田（多）委員から務めてもらってはどうか。

【中村委員】

- ・本人の意向はどうか。
- ・前期は、石塚前委員が務めていた。

【丸田会長】

- ・飯田（多）委員を推薦する意見があった。飯田（多）委員に司会をお願いしたいが、よろしいか。

【飯田（多）委員】

- ・了解した。

【丸田会長】

- ・それでは、司会は飯田（多）委員とする。

- ・次に、その他（１）第１０回地域協議会の開催日について、２月１８日（金）午後６時から若者交流会館で開催したいが、それでよいか。

（「はい」の声）

- ・他に発言を求める。

【吉野委員】

- ・今日は大島地区で出張地域協議会を開催している。今まで旭地区と菖蒲地区で貴重な諸課題についての提起等をいただいた。本来は、この出張地域協議会を始める前に基本方針として我々で確認しておくべきであったのではないかと思うが、出た課題をどの場でどのようにどう対応していくか不明確だった。今日これから大島地区と保倉地区で課題が出てくると思うが、それが全部終わった段階でどのように対応するのか、協議するのか、確認したい。
- ・前回、菖蒲地区で大島地区の歩道除雪の話が出たが、近隣住民がボランティアで歩道除雪をしている現状であるが、そのままで対応をしてよいのか。保倉地区では、機械を使って歩道除雪をしているが、真冬から春先にかけて歩道の凍結がひどく、子ども達が危険な車道の端を歩いているという実態があり、それならいっそ圧雪の状態のままの方が安心だという声もある。そこで車道に加えて歩道にも融雪剤を散布するなど降雪時の歩道の安全対策も考えていかなければならないと思うがどうか。
- ・もう一つは、要援護世帯除雪費助成事業についてである。現在の要援護世帯の助成限度額は、大島区全域を含む多雪地域では６５，６００円、それ以外の地域では４１，０００円の２段階に区分されている。菖蒲地区で出た話によると制度化された時は、市内一律の限度額であり、大島区地域協議会からの意見書をきっかけとして、限度額が２段階に区分されたとのことであったが、それはいつからなのか。また、その際に大島区地域協議会の意見書の内容とそれに係る関係資料、意見書を提出するまでの地域協議会の議事録があれば、参考として配布していただきたい。さらに限度額の区分を３段階にするように提案するとなると災害救助法が適用された前年度を除いた助成制度に係る部分の除雪費の実績を示さなければ、今後につながらないと思うが、それに係る情報提供について総合事務所で対応できないか。

【岩野次長】

- ・今ほど吉野委員から問題提起と資料提供の依頼があった件であるが、資料提供は、保有している分について提供させていただく。問題提起については、地域の課題で

あろうと思われるので、この地域協議会で議論を深めていただきたい。自主的審議事項とする方法もある。

- ・意見交換会の件については、丸田会長から回答いただきたい。

【丸田会長】

- ・せっかく各地区での意見交換会を行っており、いろいろな意見が出てきているので、全地区の意見交換会終了後に、勉強会という形で協議を行う場を設定したいと思っている。

【小林所長】

- ・歩道への融雪剤の散布については、県が管理する道路なので県に話をしてみないと分からないが、車道は融雪剤を散布しており、歩道には基本的には市内全域で融雪剤を散布していないと思う。機械が入らない等散布できない理由があると思うが、中には人力で散布しているところもある。具体的な場所を示していただければ、県に話をさせていただく。
- ・要援護世帯除雪費助成事業に係る資料提供の依頼については、提供可能な分については吉野委員のみならず他の委員の皆さんにも次回の地域協議会までに提供させていただく。先ほど会長の話にもあった各地区での意見交換会終了後、協議の場において意見を集約し、吉野委員からの問題提起も合わせ、最終的に自主的審議事項の一つになるのかどうかも含めて協議していただきたい。

【丸田会長】

- ・他に意見はないか。

【中村委員】

- ・要援護世帯除雪費助成事業で少し誤解があったようなので、話をしておきたい。当時から助成限度額は2段階であった。大島区において、多雪地域とそれ以外の地域ということで助成限度額が異なる2つの地域があったのを地域協議会で調査した結果、雪下ろしが必要な量は区内では変わらない等の理由で、大島区全体を助成限度額の多い多雪地域にするよう意見書を提出し、そのような結果になった。
- ・大島区地域協議会で助成限度額の多い区分を作ったわけではないので、それだけ間違えないようにしていただきたい。市全体の事業なので、限度額の65,600円を引き上げる内容の意見書を出しても悪いわけではないが、過去にはそのようなことをやっていない。今回、菖蒲地区で話に出たが、前年度は豪雪であったので、今

の限度額では不足するという話はあるかもしれないが、前年度を除くと、今までは限度額では不足するという事例は非常に稀であり、地域協議会で審議した時もそうであった。だから、限度額の引き上げの必要性については、皆さんで話し合うべきであると思う。

【小林グループ長】

- ・要援護世帯除雪費助成事業については、中村委員の説明のとおり、従来から多雪地域の限度額65,600円とその他の地域の限度額41,000円の2つの区分であった。平成22年度に大島区地域協議会から意見書が提出された結果、それまで、大島区においては、限度額65,600円と41,000円の2つの地域があったのが、大島区は区内全域が多雪地域ということで、限度額65,600円の地域になった。
- ・その時に大島区だけでなく、他の地域も見直しが行われ、牧区も限度額の65,600円と41,000円の2つの地域があったのが、全域で限度額65,600円の地域になった。安塚区と浦川原区は限度額65,600円と41,000円の2つの地域があるままになっている。

先ほどの所長の説明のとおり、資料は残っているので提供させていただきたい。

- ・前年度は災害救助法が適用されたため、限度額は137,900円になった。今年度は昨年度と同様に大雪になることが懸念されたため、今回は市内すべての町内会長宛てに要援護世帯除雪費助成事業について災害救助法が適用された場合とそうでない場合の文書を配布した。大島区では、その内容に加え、要援護世帯について及び重機の貸し出しに制度について掲載してほしいという意見があったので、それらについての説明を掲載した。

【飯田（敏）委員】

- ・軽トラックで融雪剤を散布している業者を菖蒲地区で1度見かけたが、どこの地域を散布しているのか。軽トラックなら歩道にも融雪剤を散布できるのではないかと。

【小林所長】

- ・区内の業者が、安塚区、浦川原区、大島区の三区を軽トラック1台で巡回しながら融雪剤を散布している。気温が下がり、路面が凍結する可能性がある場合に散布している。浦川原区、大島区、安塚区の順で巡回している。具体的な地域、路線については、資料をそろえ、話をさせていただく。

【丸田（松）委員】

- ・安塚区の伏野の方にも行っている。

【小林所長】

- ・区内の業者が散布の業務を請け負っている。

【丸田会長】

- ・本当は保倉地区も散布するはずであるが。

【小林所長】

- ・毎年、危険な箇所も増えており、1台で巡回しているため、なかなか路線も回れきれないと聞いている。市では市道にのみ融雪剤を散布しており、基本的には、大島区においては、県が管理する道路に歩道が設置されているので、歩道の融雪剤の散布については、県に確認し、回答させていただきたい。

【丸田会長】

- ・他に発言を求めるもなし。
- ・それでは、以上をもって第9回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。